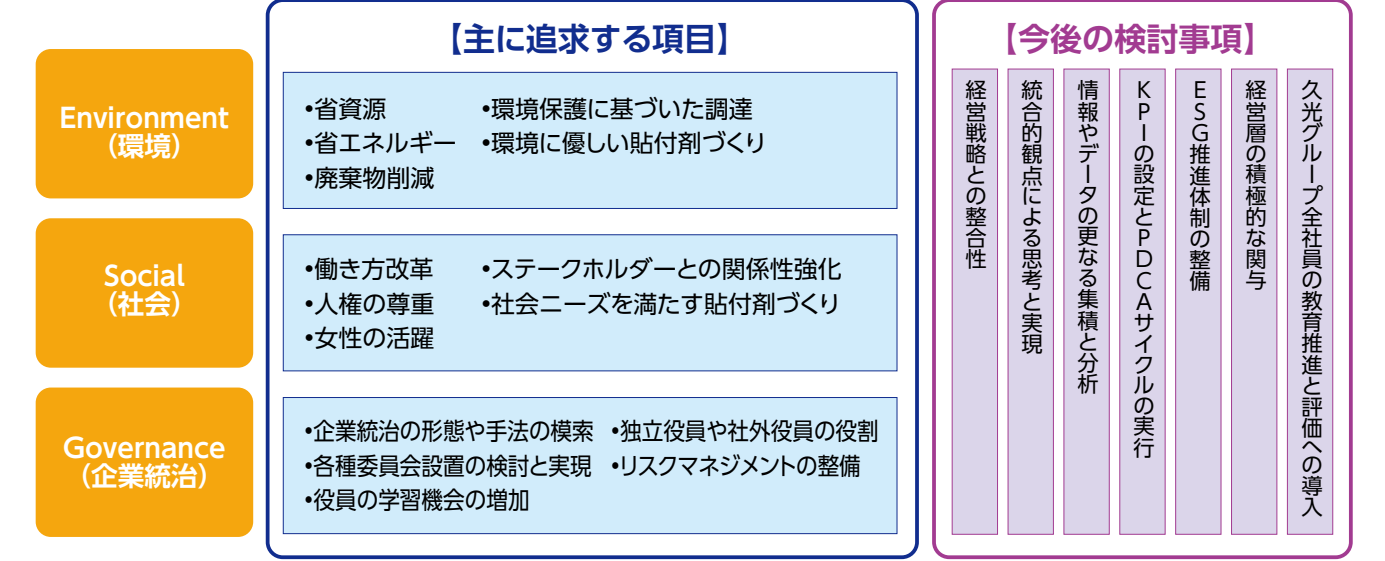


久光製薬グループのESG推進

ESGの推進は、経営理念の実現に向けた基盤として重要な取り組みとなります。環境、社会、企業統治それぞれで取り組むべき内容は、「業務効率化」「人材育成の強化」とも密接にかかわる事項です。「主に追求する項目」として掲げている内容は、企業評価における非財務側面として近年重視されている内容を踏まえ掲げています。

「今後の検討事項」については、これまでのCSR活動を検証し第6期中期経営方針を実現するために早急に整備すべき項目として掲げました。



久光製薬のバリューチェーンにおける課題

2018年度には、個別の検討事項について精査を行いました。2019年度はそれぞれで明らかとなった課題に対して、バリューチェーン全体のリスクと機会を見直し、具体的な取り組みテーマを選定しました。これらの課題に対して、統合的に確実性をもって改善を図るために、グループとしてのESG推進体制構築に着手しています。



❖バリューチェーンにおける課題の一例

久光製薬のバリューチェーン	課題の一例
原材料のサプライチェーン	原材料の生産現場での労働環境、児童労働、気候変動に考慮した原材料確保など
研究開発・商品改良	知的財産権の確保、研究開発パイプラインの確保、環境にやさしい商品開発など
生産	環境・労働安全衛生（EHS）の推進、労働生産性向上、法規制への対応など
輸送・流通	流通網の整備、災害時の輸送路の確保、CO ₂ 排出量の削減など
営業	グローバル化の推進、コンプライアンスの推進、商品情報の伝達、薬価基準改定など
消費者・廃棄	商品情報の発信、副作用の対応、商品使用後のリサイクル推進など

コーポレート・ガバナンス



- ガバナンス体制
- コンプライアンス
- 人権
- リスクマネジメント体制
- EHSマネジメント

ガバナンス体制

久光製薬は、取締役会の役割、構成、社外取締役の適性・独立性の判断基準など、コーポレート・ガバナンスを強化するとともに、経営の透明性向上とコンプライアンスの徹底およびリスクマネジメントの推進などを通じて、企業価値向上に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制

久光製薬は、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための仕組みとして、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めています。

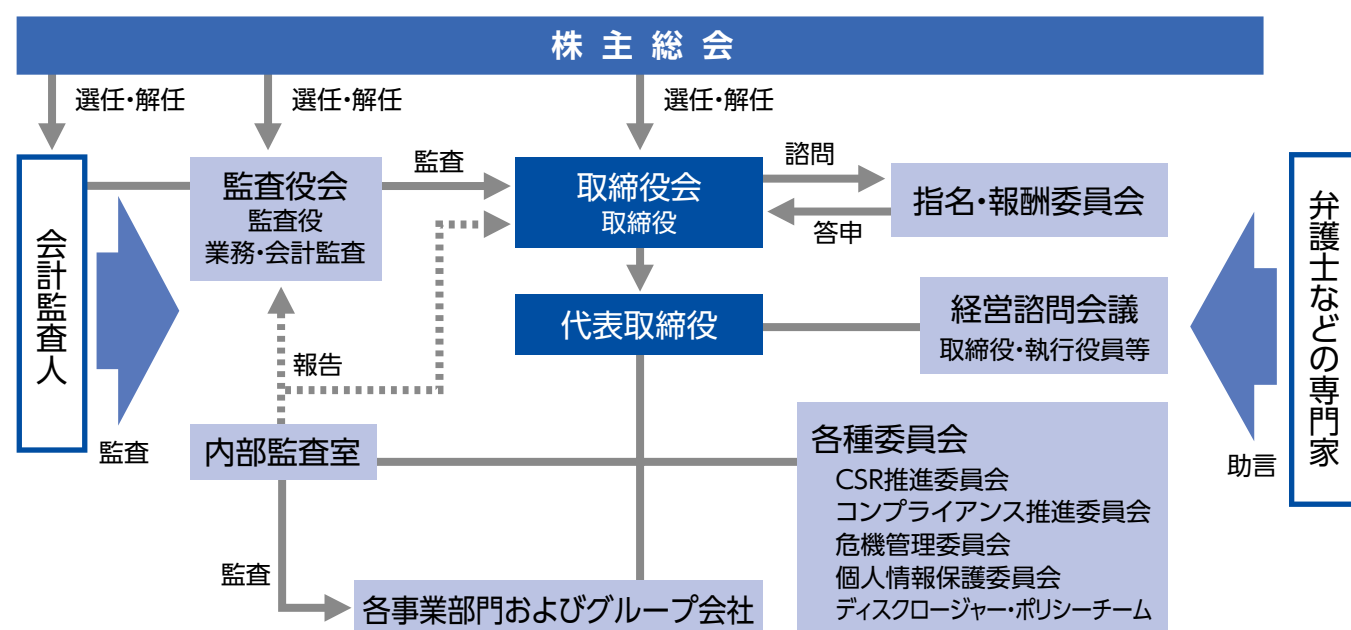
当社は監査役設置会社の形態をとっており、取締役11名(うち、社外取締役4名)と監査役4名(うち、社外監査役2名)がそれぞれ取締役会、監査役会を構成しています。取締役会はそれぞれの能力や経験、見識の多様性を考慮して構成されており、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するために、任期を1年としています。経営における意思決定は、必要に応じ主要な取締役・執行役員等から構成される経営諮問会議での討議を踏まえて行われ、特に重要な事項は取締役会において審議、決定します。さらに、経営判断の迅

速化、透明性、戦略性の向上を目的とした執行役員制度を導入しています。また、取締役会の諮問機関として、半数を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置し、経営の透明性、客観性の向上に努めています。

当社の監査役制度は、監査役がより公正な監査を実施する目的で、取締役会に出席するほか、定期的な監査役会の開催、内部監査室や会計監査人と連携した監査の実施など、グループ全体の監査体制の強化を図っています。

<社外取締役の増員について>

久光製薬は、中長期的な企業価値の向上、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会における独立性の高い社外取締役2名を増員し4名体制といたしました。



内部統制システム

当社は、取締役会で決議された内部統制規定書(内部統制基本方針)に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築に取り組んでいます。当社およびグループ各社における、企業活動に際しての法の遵守、企業倫理の浸透、コンプライアンスの遵守の徹底および経営の透明性の向上に努めています。

内部監査

内部監査部門として専任担当者を配置した内部監査室を設置し、業務活動の有効性や適正性、コンプライアンス等の適合性確保の観点から、当社およびグループ各社の業務執行状況の監査を実施しています。また、「監査役会と内部監査室が協力し」リスクの高い事業、業務プロセスを選定し深度の深いテーマ監査の実施、経営リスクマネジメント、従業員の年次有給休暇の取得状況およびストレスチェックに関しても監査を実施しています。その結果は取締役会・監査役会への報告を行うとともに担当部門長および担当取締役へ報告し、必要に応じて内部統制の改善指導および実施の支援・助言を行っています。さらに、グループ各社の監査も定期的に行い、意思決定、経理等の重要手続きに対する支援・助言を通じて、健全な業務環境を維

持するよう努めています。

会計監査

有限責任 あずさ監査法人と会計監査契約を結び、同法人に正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を構築しています。監査を執行した指定有限責任社員・業務執行社員は2名で、その他補助として公認会計士6名、その他11名が任に当たり、いずれも継続監査年数は7年以内でした。なお、有限責任 あずさ監査法人および指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

情報開示とIR活動

IR活動を通じ、当社の業績や将来性、その他当社に関する会社情報を公平かつ正確にお伝えすることで、当社の事業活動を理解していただくことが重要だと考えています。法令および上場ルールに則り、適時適切な会社情報の開示ができるようディスクロージャー・ポリシーを策定し、全役員および全従業員は当規定に基づき情報開示に努めています。

また、経営の透明性を高めるため、積極的な情報開示に努めるとともに、IR活動を通じて株主および投資家の皆さまとの円滑なコミュニケーションを図っていきます。

内部統制規定書

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
7. 前記6の使用人の取締役からの独立性に関する事項
8. 監査役の前記6の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
9. 監査役への報告に関する体制
10. 前記9の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
11. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
12. その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制



コンプライアンス

久光製薬は、グローバル化に伴う多様な事業を行う上で、コンプライアンスの徹底は重要な課題と捉えています。当社は、関連する各国の法規制はもとより社会の基本的ルールや規則を遵守するとともに、高い倫理観を持って行動する必要があり、すべての役員・従業員に対して、「久光企業憲章」および「コンプライアンス・プログラム」を定め、浸透と共有を図っています。

コンプライアンスの推進

コンプライアンスの徹底と倫理性を確保するため、企業としての基本姿勢を定めた「久光企業憲章」および遵守すべき行動規準として「コンプライアンス・プログラム」を制定しています。推進に当たり、コンプライアンス推進委員会および事務局としてコンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス担当の取締役を委員長として任命しています。

「コンプライアンス・プログラム」では法令を遵守し、高い倫理観を持って行動するとともに、贈収賄や利益供与、利益相反行為などあらゆる不正・腐敗行為の禁止を明言しています。コンプライアンスの実践に際しては、「久光企業憲章」および「コンプライアンス・プログラム」をハンドブックとして全役員・従業員に配布して各職場で読みあわせを実施しているほか、全管理者への教育研修を毎年継続して行っています。また、内部監査室が客観的な立場から実践状況を調査しています。

透明性のある事業活動

日本製薬工業協会が2013年に策定した「製薬コード・オブ・プラクティス」の趣旨に従い、法令遵守はもとより、より高い倫理観を持って行動するため「久光製薬コード・オブ・プラクティス」(久光コード)を制定しました。これは、プロモーション活動のみならず、当社と研究者、医療関係者、医療機関、患者団体、卸売業者等との交流において遵守すべき自主規範で、高い倫理性と透明性をもって企業活動を遂行することを求めています。

さらに、医療用医薬品のプロモーションを実施する際に遵守すべき自主基準として「医療用医薬品プロモーションコード」を定め、すべての役員・従業員がこの基準を遵守し、適切なプロモーションを行うこととしています。国外における活動でも、久光コードを尊重するとともに、当該国の関係法規に加え、当該国に製薬団体のコードがある場

合にはそのコードを、かかるコードがない場合にはIFPMA(国際製薬団体連合会)のコード・オブ・プラクティスを遵守しています。

また、当社と医療機関等や患者団体との関係においては、高い倫理観を持って透明性のある関係を構築しています。当社の活動がライフサイエンスの発展に寄与し、高い倫理性を担保している上で行われていることを広く理解していただくため、日本製薬工業協会が策定したガイドラインに基づき「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」および「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」を定め、当社が行った資金提供等については、当社WEBサイトを通じて毎年公開しています。

【参考】

企業活動と医療機関等の関係

<https://www.hisamitsu.co.jp/company/guideline-e.html>

企業活動と患者団体との関係

<https://www.hisamitsu.co.jp/company/guideline-p.html>

内部通報制度と通報者の保護

久光製薬は、内部通報の受理窓口として、コンプライアンス推進室に「久光ほっとライン」を設け、通報や相談、提言、質問などの受理に当たっています。内部通報の受付窓口担当は、公益通報者保護法に基づく基本ルールを守り、通報者を保護します。通報内容については厳正に調査して、結果を通報者に回答し、問題に対処しています。

贈収賄・腐敗行為防止に関する規定

贈収賄・腐敗行為の防止を含む企業倫理に基づく企業活動の健全性は、久光製薬の企業理念実現の基盤となるものです。

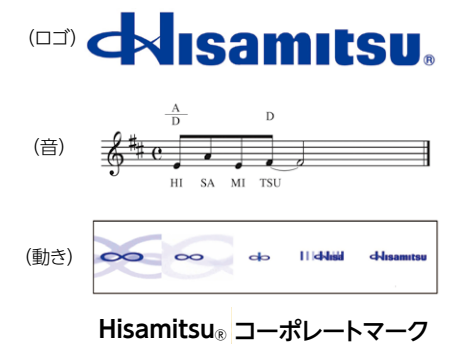
久光製薬は、贈収賄・腐敗行為防止に対する取り組みの強化を目的として、コンプライアンス・プログラムの中に贈収賄・腐敗行為防止に関する規定を定めています。このような取り組みは、当社グループだけで完結できるものではなく、当社グループの事業に関係するすべてのパートナーの皆さまのご協力が必要と考えています。

知的財産の保護

久光製薬は、知的財産権を経営戦略の一つの大きな柱として位置づけ、商品開発、製造技術、品質管理およびマーケティング活動に至る成果を当社のブランドとして保護し育てるため、特許・意匠・商標などの知的財産を権利として得ることにより、創薬・育薬された当社医薬品等の安定した供給を実現しています。

具体的には、商品の開発・改良の早期段階から研究開発部門と知的財産部門が積極的に協力し、発明・創作から生まれた成果を戦略的に特許出願することにより、市場における事業の優位性を確保し、さらには、商品のブランドの保護強化のため、意匠や商標を登録出願し、これら知的財産を多面的に権利化するよう努めています。

また、企業や商品の情報を的確に伝達するためには、音や動きなどの「新しいタイプの商標」の価値や重要性にもいち早く着目し、日本を含む世界各国でこれらを積極的に登録出願するなどの先進的な取り組みも行っています。このように、当社では、知的財産の権利化を推進することで当社ブランドの信用の維持向上に努めています。



久光企業憲章

当社は、世界中の人々のQOL向上に貢献し続ける為に、以下の条項に基づき、国内外を問わず、人権を尊重するとともに、すべての法令・規準を遵守するものとし、高い倫理観をもって行動します。

1 医薬品企業としての企業行動

- ①人々の健康に貢献する医薬品の研究開発に積極的に取り組み、有効性・安全性にすぐれた、高品質の医薬品の安定供給を行います。また、医療経済効果の高い医薬品の開発を通じ、医療コストの効率向上に寄与します。
- ②臨床試験は医療機関の協力のもと、被験者の人権を尊重し、安全確保に留意し、かつ科学的厳正さをもって遂行します。また、非臨床試験として必要な動物実験は動物福祉に十分配慮して行います。
- ③医薬品の適正使用の確保に向けて、品質・有効性・安全性に関する科学に裏付けされた国内外の的確な情報を提供するとともに、製造販売後の情報の収集、分析評価、伝達を迅速に行います。
- ④医薬品企業にふさわしい公正、透明で自由な競争を行うとともに、従業員の倫理観の向上に努め、政治・行政・医療関係者等との健全かつ正常な関係を保ちます。

2 企業市民としての企業行動

- ⑤高度IT化に伴い、個人情報や顧客情報の適正な保護に十分配慮し、万全の対策を行います。
- ⑥会社の内部情報を適切に管理し、当社を取り巻くステークホルダーとのコミュニケーションを広く行い、広報活動等により適時・適切に企業情報を開示します。

- ⑦特許や著作権などを含む知的財産権を尊重し、価値を認めます。また、これを不正に入手し、利用しません。
- ⑧従業員の多様性・人格・個性を尊重するとともに、従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保します。また、従業員の倫理観の高揚と資質の向上に努めます。
- ⑨総会屋や暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。
- ⑩環境問題への取り組みは人類共通の課題であることを認識して、資源やエネルギーの効率的利用を行い、自主的、積極的に環境保全に取り組みます。
- ⑪国内・海外を問わず、現地の法律や行動規範の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行います。
- ⑫良き企業市民として、社会に貢献する活動に積極的に取り組みます。

3 経営トップとしての行動

- ⑬経営トップは、本憲章の精神の実現を率先垂範し、関係者へ周知徹底します。また、社内外の声を把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。
- ⑭本憲章の精神に反する事態が起きたときは、経営トップ自らの責任において問題解決に当たり、原因究明・再発防止に努めます。
- ⑮本憲章の精神に反する事態が起きたときは、社会への迅速かつ的確な情報開示と説明を行います。

商品の信頼性保証の取り組み

医薬品は、生命に関わる商品であることから、その信頼性を確保するために研究・開発、製造、販売、使用の各段階で数多くの管理基準の遵守が義務付けられています。研究・開発段階ではGLPやGCP、製造段階ではGMP、販売後はGQPやGVPなど厳しい管理基準が設けられています。

当社の信頼性保証部は、商品開発の各段階における管理基準を中心に厳正に監査し、商品のライフサイクル全体をカバーする信頼性保証体制で最終的に商品の信頼性を確保しています。さらに、当社のグローバル化に伴い、各国の最新の規制やガイドラインに対応するとともに、リスクアセスメントの範囲を拡大し、監査体制の強化を図っています。

倫理的・科学的な臨床試験の実施

臨床試験に参加される患者さんの人権や安全の確保を図るために、医薬品医療機器等法やGCP※を遵守して治験実施計画書を作成するとともに、インフォームド・コンセントを患者さんからいただいています。

また、「社内治験審査委員会」を設置し、社外の医学専門委員を交えて試験の倫理的および科学的な妥当性を評価しています。

海外での臨床試験においてもICH※-GCPを遵守するとともに、各国の規制要件やガイドラインに従って実施しています。

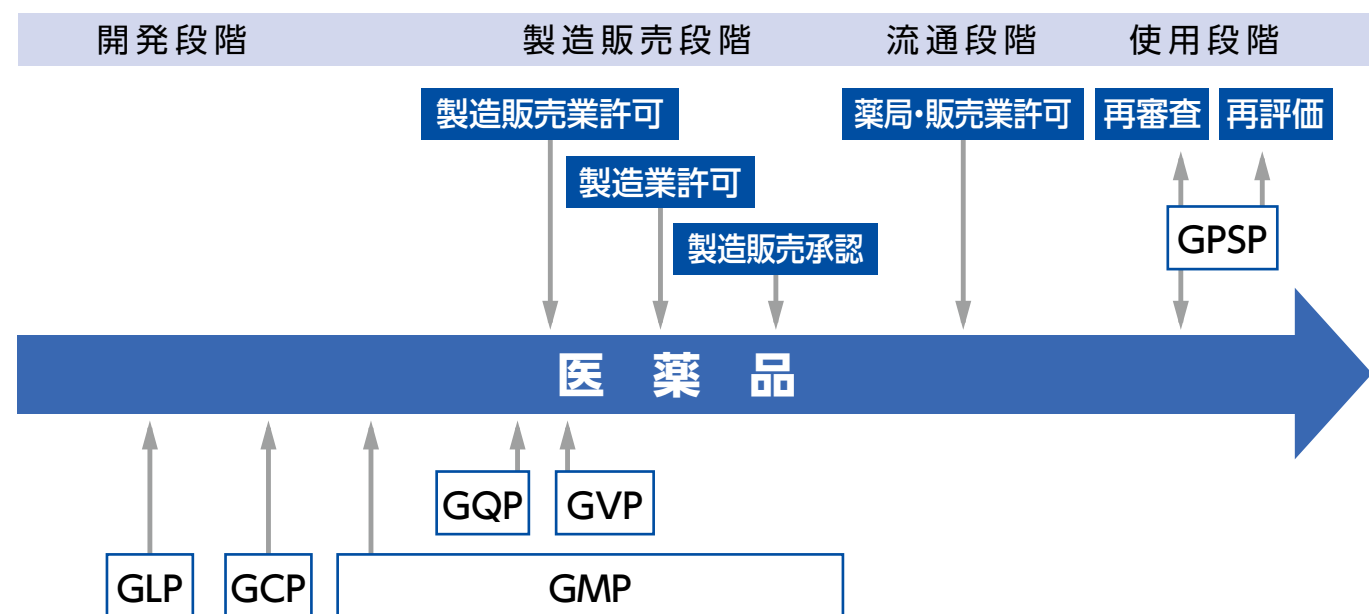
※GCP（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令）：
医薬品の臨床試験を適切に実施するための基準
※ICH（医薬品規制調和国際会議）：医薬品の承認審査基準に関する調和を図るためのガイドラインを作成する国際会議

動物福祉への倫理的配慮

久光製薬では、動物福祉の精神を徹底し、動物福祉へ配慮した適正な動物実験が実施されるよう「動物の愛護及び管理に関する法律」に準拠した「動物実験指針」を制定しています。

薬の有効性や安全性を確認する動物実験を行う場合、すべての実験を「動物実験委員会」で審査することを制度化しており、3Rの理念（Replacement:代替法の選択、Reduction:動物数の削減、Refinement:苦痛の軽減）のもと研究を進めています。動物実験の実施体制については、定期的な自己点検に加えて、第三者機関による審査を受け、動物実験実施施設認定を取得しています。今後もさらなる動物実験の適正化と動物福祉の維持・向上に努めていきます。

◇医薬品の開発から販売使用に至るまでの管理基準



※GLP：医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令
※GCP：医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
※GMP：医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
※GQP：医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令
※GVP：医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令
※GPSP：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令

人権

久光製薬は、さまざまな地域や国の法令を遵守するとともに、人権を尊重し、社会に貢献する事業活動を行うことが当社の責務と認識しています。人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施し、世界の人々の人権の尊重に努め、持続可能な社会の発展と地球の持続可能性に貢献します。

人権に関する基本的な考え方

久光製薬は、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき2018年3月に久光製薬人権方針を策定しました。すべての人々の基本的人権について規定した国際連合の「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）や、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」における中核的労働基準に加え、世界医師会の「ヘルシンキ宣言」など（以下総称して「国際的な人権の原則」）に謳われる人権を尊重します。これらの人権は、久光製薬のすべての役員、従業員や久光製薬のビジネスパートナーに加え、久光製薬の製品・サービスに関係するすべての人々において保護・尊重されるべきものです。これらの人々の人権が尊重されるために、久光製薬は人権への負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処します。また、取引関係によって久光製薬の事業、製品・サービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努めます。

本方針は、久光製薬が人権尊重についての基本的な考え方を規定した「久光企業憲章」の内容を、より具体的に事業活動に組み込むためのものです。本方針が理解され効果的に実施されるよう、久光製薬はすべての役員、従業員に対して適切な教育と研修を行っていきます。

英国現代奴隷法への対応

2020年2月期の英国現代奴隷法ステートメントを当社WEBサイトに開示しました。

久光製薬は、事業およびサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引の防止を含む、国際的に認められた人権の尊重に努めます。

英国現代奴隷法ステートメント

<https://www.hisamitsu.co.jp/company/pdf/Statement.pdf>

◇人権尊重責任の実行

人権デュー・ディリジェンスの実施	久光製薬は、人権尊重の責任を果たすために、久光製薬の事業活動に関連する人権への負の影響を対象として、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施します。
ステークホルダーとの対話と協議	久光製薬は、人権に関する外部専門家等の知識を活用し、ステークホルダーとの有意義な対話と協議を行います。
体制・責任者	久光製薬は、本方針を実行するために必要な体制を構築し、責任者を明確にすることにより、人権への負の影響の評価結果を踏まえた適切な措置を行います。
是正	久光製薬が人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかとなった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組みます。
情報開示	久光製薬は、是正の実施状況をモニタリングし、これらの取り組みの推進状況等を定期的に開示していきます。
適用法令	久光製薬は、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。ただし、各国・地域の法令と、国際的な人権の原則とが相反する場合には、国際的な人権の原則を最大限尊重する方法を追求していきます。

ハラール対応

久光製薬は、インドネシア、マレーシアなど、多くのイスラム教徒が住む国や地域に事業を展開しています。イスラム教徒の人々が安心して当社の商品を使用できるように、社内にハラール対応チームを設置し、宗教や各国・地域の生活に配慮した商品づくりを推進しています。

※ハラール：イスラム法において合法的なもののこと



リスクマネジメント体制

久光製薬は、社内外のさまざまなリスクの把握と低減活動を行い、事業活動の継続と発展に努めています。災害・緊急事態への対応、個人情報と情報セキュリティの確保や知的財産の保護などさまざまなリスクを想定し、リスクマネジメント体制を構築しています。

経営リスクマネジメント

久光製薬は、さまざまな経営リスクに対し適切で効果的な対応を行うとともに、経営リスクが発生した場合の影響を極小化する目的として、「経営リスクマネジメントに関する方針書」を定めています。

各担当部門長は、四半期毎に経営諮問会議にて、経営リスクの対応状況、戦略的な計画策定や意思決定などを報告し、全社的なリスク運営に関するマネジメント体制を構築しています。また、今般の新型コロナウイルス感染拡大においては、「企業の存続を脅かす恐れのある緊急リスク」と定め、即座に「新型コロナウイルス感染症対策室」を立ち上げ、感染防止対策を全社で実行しながら、働き方改革等に取り組んでいます。

個人情報の保護

久光製薬は、個人情報の管理を徹底するため、「プライバシーポリシー」ならびに「個人情報取扱規定」を策定するとともに、コンプライアンス担当の取締役を委員長とする個人情報保護委員会を設置しています。

個人情報保護委員会は、個人の権利・利益を保護することを目的とした組織体制の整備と適切な管理を検討するなど、必要に応じて随時開催しています。

また、個人情報の管理責任者および取扱責任者を任命し、個人情報の管理・徹底を推進しています。

情報セキュリティ

個人情報や営業秘密情報等の情報資産を適切に管理するため「情報セキュリティ管理規定」を策定し、情報システム管理体制を構築することで、情報漏洩の予防など情報セキュリティの強化に努めています。

また、近年脅威になっているサイバー攻撃に対する対策など、社会環境の変化や技術の進歩に合わせた対策を講

じるとともに、関係従業員への注意喚起や啓蒙を継続的に行うことで、情報セキュリティ意識の向上を図っています。さらに、情報セキュリティの推進にあたり規定の見直しも随時行っています。

事業継続計画 (BCP※)

久光製薬は、東日本大震災での経験を踏まえ、災害時に速やかな事業活動の復旧を図り、医療体制維持のため医薬品の品質確保と安定供給が図れる体制を構築しています。特に、医薬品の安定供給に関して、生産・物流拠点の分散や複数購買の実施といった対策を構築するとともに、自家発電装置による電力の確保、緊急連絡体制の確保など、災害リスクを最小限に抑える対策として「災害対策マニュアル」を定めています。

※BCP：Business Continuity Plan

◆久光製薬の災害対策の一例

災害を想定した防災訓練	事業所ごとに、防災対策班を設置し、それらを統括する災害対策本部と連携した行動計画を定め、災害時を想定した実施訓練を実施しています。
安否確認緊急連絡システムの定期訓練	災害時の迅速な安否確認と従業員の家族に対する正確な情報提供のため、携帯電話のメールサービスを利用して、全社員一斉報告訓練を定期的に行っています。
無線・衛星電話通信テストの実施	国内主要拠点である九州本社、東京本社、宇都宮工場ならびに筑波研究所に無線電話と衛星電話を設置しており、災害時を想定した訓練を実施しています。
自衛消防隊	事業所ごとに、自衛消防組織を編成し、定期的な避難訓練や消火訓練を行っています。消防計画に基づいて、国内工場では定期的に消火訓練や屋外消火栓からの放水訓練を行うとともに、消防署からの指導や評価を受けています。
災害対策セットと食料品備蓄	全従業員に対して、災害対策セットを配布し、緊急時の対応に備えています。各事業所では、帰宅難民を想定した保存水や非常食の備蓄を行っています。
流通ルートの確保	商品の予想に関して、トラックによる陸送に加え船舶輸送に転換する取り組みを行い、災害時の流通ルートの確保に取り組んでいます。



ISO14001登録証

ISO45001登録証

EHSマネジメント

久光製薬は、環境 (Environment) と健康 (Health) 、安全 (Safety) を、一体的に管理・運営するためにEHSマネジメントシステムを構築しています。

地球環境保全ならびに従業員および地域社会の安全衛生の向上に貢献することは、当社の経営理念と合致するものであり、私たちの重要な努めと考えています。

※EHS：Environment, Health and Safety (環境ならびに安全衛生)

久光製薬のEHS理念

私たちは、「世界の人々のQOL向上を目指す」経営理念のもと、「貼付剤による治療文化」を世界に広める事業活動を通じて人々の健康づくりに積極的に取り組んできました。

地球環境保全ならびに従業員及び地域社会の安全衛生の向上に貢献することは、当社の経営理念と合致するものであり、私たちの重要な努めです。

私たちは、地球社会の一員として環境保全及び安全衛生の向上のための活動に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

担当取締役のコミットメント

久光製薬は2018年より、これまでのISO14001(環境)に加えて労働安全衛生の向上のためにISO45001の認証取得に着手しました。現在はEHS管理委員会がマネジメントシステム全体を効率よく管理・運営しています。当社が、EHS統合で目指したものは、業務プロセスに合致したマネジメントシステムの構築です。活動範囲と責任が明確化された上で、経営層から従業員までが一体感を持って活動に取り組みます。

ISO45001の認証取得は、安全で安心して働ける職場環境づくりを加速させ、相乗効果として労働災害の低減効果に寄与することは、ひいては労働生産性の向上にもつながります。

久光製薬は、EHS理念の達成のため、リスク評価と環境と安全衛生のPDCAサイクルを効果的に実施し、地球環境保全および従業員の安全衛生の向上に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

取締役 生産環境本部 本部長
EHSトップマネジメント
鶴田 敏明

EHS方針

EHS方針達成のため、九州本社および宇都宮工場においてEHS目的・目標を設定し、全部門従業員をあげてEHSマネジメントを推進します。また、EHS目的・目標を定期的に見直し、必要に応じて改定し、継続的な改善を行います。

九州本社及び宇都宮工場 環境安全衛生 (EHS) 方針

【環境方針】

1. 省資源、省エネルギー、廃棄物削減を積極的かつ果敢に推進します。
2. 原材料、機器、設備の購入にあたっては、環境への影響を十分に配慮します。
3. 商品の開発、改良にあたっては、環境にやさしい商品づくりを目指します。
4. 環境関連の法規及び協定等を遵守するとともに、環境の汚染防止に努めます。
5. 地域社会における環境保全活動に積極的に参画し、地球環境の保護に貢献します。
6. 環境保全活動の成果を確実なものにするため、従業員の理解と認識を高める教育を行います。

【安全衛生方針】

1. 従業員が、安全で安心して働ける環境づくりを優先課題とし、従業員がいきいきと働く、「働きがいのある職場」を目指します。
2. 研究開発、生産、営業をはじめ、すべての事業活動において、安全衛生上のリスク低減活動を積極的に推進し、労働災害等の事故防止と従業員の疾病の予防・健康の保持増進に努めます。
3. 商品の開発、改良及び技術開発にあたっては、安全衛生に配慮します。
4. 労働安全衛生関連の法規及び協定等を遵守するとともに、労働安全衛生の管理水準の向上に努めます。
5. 従業員参加型の内部コミュニケーションを推進するとともに、情報公開等の外部コミュニケーションに努めます。
6. 自然災害等の緊急事態に備えた緊急時対応訓練を継続的に実施します。
7. 地域社会の安全衛生の向上に貢献します。
8. 安全衛生活動の成果を確実なものにするため、従業員の知識向上と理解を高める教育を継続的に行います。

2019年度達成実績

2019年度のEHS目標に対する達成実績は、目標件数153件、達成件数140件となり、目標達成率は92%でした。

本年度は、労働安全衛生の目標が加わり、目標件数は前年度より47件増加、達成件数は前年度より40件増加しました。

	2017年度	2018年度	2019年度
EHS目標件数	118	106	153
達成件数	110	100	140
達成率(%)	93	94	92

監査

EHSマネジメントシステムが、ISOの要求事項に適合して作成され、かつ適正に運用されていること、関連する法令が順守されていること、マネジメントシステムが当社の活動に対して有効なパフォーマンスとして効果をもたらしていることを中心に監査を実施しています。

外部監査	ISO14001および45001のマネジメントシステムの適正運用については、外部の認証機関が審査しています(年1回実施)。
内部監査	ISO14001および45001で定められた社内規定、パフォーマンスに対して自己点検を実施し、システムの適合性や順守状況を確認しています(年2回実施)。



外部の認証機関による審査のようす

マネジメントレビュー（経営層による見直し）

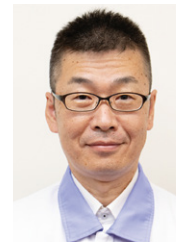
トップマネジメントによる成果の見直しを目的として、マネジメントレビューを実施しています。

トップマネジメントは、組織体制の内外から得た監査結果やお客さまからのニーズなどを基に、当社が目標を達成するために実施したさまざまな活動とそのパフォーマンスに対して、妥当性・有効性を判断し、マネジメントシステムの継続的な改善を図っています。

EHSパフォーマンス評価

当社の具体的な取り組みに対するパフォーマンス評価は、当報告書「従業員とのかかわり」、「環境とのかかわり」に記載していますので参照ください。

Voice



ISO45001認証取得について EHS管理委員会事務局より

鳥栖工場品質管理部
品質試験課 課長
林 泰寛

労働安全衛生の管理水準をさらに向上させ、従業員の労働災害を防止することを目的としてISO45001の認証取得に取り組みました。

マネジメントシステムの構築に当たり考慮したことは、1999年より運用実績のある環境マネジメントシステム(ISO14001)と統合し、EHSマネジメントシステムとして効率化を図ることです。さらに、その効果として、環境と安全衛生双方から課題に対してアプローチすることが可能となり、相乗効果によるパフォーマンス向上にも期待しました。

一方で、パフォーマンス向上には、従業員一人ひとりが自発的に考えて継続的な改善に取り組む姿勢が必要だと思いますが、外部審査を入れることで、従業員の意識改革と改善の手掛かりになると考えています。

従業員が安全で安心して働ける環境づくりを推進するために、EHSマネジメントシステムのさらなるレベル向上を目指していきます。

お客さまとのかかわり



- 医薬品の開発
- 医薬品の改良
- 医薬品の生産と供給
- 医薬品の品質保証
- 医薬情報の収集と発信